

指定居宅サービス事業者の指定取消について

平成 25 年 3 月 28 日

池田市福祉部広域福祉課
電話 072-751-5231

池田市は、介護保険法の規定に基づき、下記の指定居宅サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせいたします。

記

1. 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社ころ
- (2) 代表者 代表取締役 福岡 逸夫
- (3) 所在地 池田市城南二丁目 2 番 1 号

2. 対象事業所

- (1) 事業所名 和 (KaZu) 訪問介護サービス
- (2) 所在地 池田市城南一丁目 9 番 2 7 号
- (3) サービス種別 訪問介護 (平成 21 年 7 月 1 日指定)

3. 指定取消年月日

平成 25 年 3 月 28 日

4. 指定取消の理由

介護給付費の請求に関する不正 (介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号)

平成 23 年 1 2 月から平成 24 年 7 月までの期間において、無資格の従業者に訪問介護サービスの提供を行わせ、介護給付費を不正に請求し、受領していた。

平成 24 年 1 月から同年 4 月までの期間において、訪問介護サービスの提供を行っていないにもかかわらず、虚偽のサービス提供記録を作成して介護給付費を不正に請求し、受領していた。

虚偽の報告 (介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号)

本市監査において、無資格の従業者に訪問介護サービスの提供を行わせていたことを隠すため、有資格者が同行したようにサービス提供記録を改ざんし、また、訪問介護サービスの提供を行っていないにもかかわらず、本市担当者に対し、当該虚偽作成した書類を提示し、虚偽の報告を行った。

5. 事業者に対する経済上の措置

事業者から保険者である市に対し、不正に受け取っていた介護給付費 900,817 円を返還させるほか、介護保険法第 22 条第 3 項の規定に基づき、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせる。

返還額内訳	大阪府池田市	259,696 円
(加算額を除く)	兵庫県川西市	580,020 円
	兵庫県宝塚市	61,101 円